

平成 19 年度第 1 回愛媛県男女共同参画会議議事録

日 時 平成 19 年 7 月 26 日 (木) 10:00 ~ 12:10

場 所 県庁 第一別館 11 階会議室

出席者 (敬称略) 17 名

| | | |
|-----|---------|-----------------------|
| 会 長 | 田 中 ちか子 | えひめ女性財団理事長 |
| 副会長 | 下 田 正 | 聖カタリナ大学教授 (社会福祉学部長) |
| 委 員 | 善 本 裕 子 | 松山東雲女子大学准教授 |
| 〃 | 甲 斐 朋 香 | 松山大学法学部准教授 |
| 〃 | 大 隈 満 | 愛媛大学農学部教授 |
| 〃 | 松 尾 多美子 | 愛媛県小中学校長会常務理事 |
| 〃 | 小山田 敬 子 | 前えひめ消費生活センター友の会会長 |
| 〃 | 加 藤 忠 | 愛媛県医師会事務局長 |
| 〃 | 新 開 千富美 | 前愛媛県商工会議所女性会連合会理事 |
| 〃 | 宮 崎 佐恵子 | 愛媛県漁協女性部連合会会長 |
| 〃 | 中 田 サダ子 | (社) 愛媛県建設業協会女性部会部会長 |
| 〃 | 山 田 由 美 | 愛媛県 P T A 連合会副会長 |
| 〃 | 谷 茂 男 | 愛媛新聞社編集局長 |
| 〃 | 岡 平 知 子 | 今治コミュニティ放送(株)専務取締役局長 |
| 〃 | 早 水 恵 子 | 愛媛労働局雇用均等室長 |
| 〃 | 埜 下 侑 湖 | 公募委員 (無職) |
| 〃 | 四 田 明 美 | 公募委員 (団体職員) |

1 開 会

司会 ただいまから第 1 回愛媛県男女共同参画会議を開催いたします。

2 会長あいさつ

司会 初めに、田中会長からごあいさつをお願いします。

田中会長 皆様おはようございます。本当に急に暑くなりました。今朝は最初から扇子を使っておられるお姿をお見受けしました。こういう暑い中、そしてお忙しい中をこの会議のためにお運びいただきまして、ありがとうございます。

今年度は、県計画の中間見直しの後、2年目に入ります。これまでは女性があまり積極的に参画してまいりませんでした分野についての項目も幾つか加わったわけですが、そういう事業に関連しても、今日皆様にご説明をさせていただくようなことが、後で入っておりますけれども、どうぞよろしくお願ひいたします。

3 部長あいさつ

司会 続きまして、三好県民環境部長からごあいさついたします。

三好県民環境部長 県民環境部長の三好でございます。本日は、第1回目の会議になりますが、お忙しい中をご出席いただきまして、ありがとうございます。

皆様方には、日ごろからそれぞれのお立場で男女共同参画づくりをはじめとして、県政各般にわたりまして、ご協力をいただいております。この場をお借りしまして感謝申し上げます。

男女共同参画社会づくりでございますが、家庭とか地域とか、学校、職場など、あらゆる場面における取り組みが求められるということと、もう一つは、広い視野に立ちました多方面からの判断とか、あるいは評価も必要とされていると思っています。

そういうことで、この会議におきましては、本県の男女共同参画に関します基本的、あるいは総合的な政策、あるいは計画の進捗状況等につきましてご審議をいただくということにしております。

皆様ご案内のとおり、県では平成22年度を目標とする「男女共同参画計画～パートナーシップえひめ21～」に沿って、男女共同参画社会づくりを進めているところですが、皆様のご意見をもとに計画の見直しをしました結果、17年度の中間改定では、防災、まちづくり、観光など新しい分野におきます男女共同参画の推進についても盛り込んだところでございます。

県民環境部は、防災担当部局でもございまして、先般の新潟での中越沖地震の発生にも関係がございまして。この中では、自主防災組織への女性の参画促進をはじめとしまして、男女のニーズの違い等に配慮した避難所の運営管理、あるいは防災、災害復興の分野におきまして、男女共同参画の視点に基づきました取り組みを進めているところでございます。

本日は、幅広い観点から積極的なご意見を賜りますようお願いをいたしまして、ごあいさつにかえさせていただきます。

よろしくお願ひをいたします。

4 委員紹介

司会 続きまして、この4月の異動で新たにご就任いただいた委員さんをご紹介いたします。

愛媛県小中学校長会の松尾多美子委員です。

松尾委員 松尾です。よろしくお願いいたします。

司会 愛媛労働局雇用均等室の早水恵子委員です。

早水委員 早水です。よろしくお願いいたします。

司会 続きまして、事務局にも異動がありましたので、新任者のみ報告させていただきます。

男女参画課長の森川でございます。

森川課長 森川でございます。よろしくお願いいたします。

司会 男女参画課計画係の新田でございます。

新田主事 新田でございます。よろしくお願いいたします。

司会 次に、事務局から報告事項がございます。

事務局 それでは、うれしいお知らせがございますので、私からご報告をさせていただきます。

田中会長におかれましては、このたび男女共同参画社会づくり功労者として、内閣官房長官表彰を受賞されました。この表彰は、多年にわたり男女共同参画社会づくりに顕著な功績があった方を、内閣官房長官が顕彰するものでございます。

皆様ご案内のとおり、田中会長には、教育者として長年女性の人材育成に努められるかわら、この男女共同参画会議委員として、本県の男女共同参画計画の策定や男女共同参画推進条例の制定をはじめとして、先般の計画の中間改定におきましても、中心的な役割を担っていただきますなど、多年にわたり男女共同参画に係る本県計画の策定及び推進にご尽力をいただきました。

さらに、財団法人えひめ女性財団の理事長として、また、男女共同参画社会づくり推進県民会議会長としてもご活躍をされ、重責を務められました。本県の男女共同参画社会づくりへの貢献は、まことに大きいものがございます。これらのご功績によりまして、去る6月25日に内閣総理大臣官邸におきまして、塩崎官房長官から直接表彰をされましたことをご報告させていただきます。まことにおめでとうございました。（拍手）

田中会長 では、一言だけごあいさつを申し上げます。

今ご紹介をいただきましたが、このたびの受賞に関しましては、今日、三好部長がご出席くださっておりますけれども、この県民環境部、そして管理局、また男女共同参画社会づくりの推進を担当しておられる男女参画課など県の各部署、それからもちろん加戸知事をはじめとする皆様方の強力な推薦があって実現したものだと考えております。また、日ごろから、その時々この参画会議の委員を務めてくださった皆様方のご協力、こういうものがあって実現したものだというふうに感謝して受けとめております。何かやるたびに反

省ばかりの私でございますけれども、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

司会 おめでとうございます。

本日は、亀井委員、佐伯委員、戸澤委員、松浦委員におかれましては、日程が整わず欠席されております。また、大隈委員については、都合により遅れて出席される旨連絡をいただいております。本日は17名の出席で、定足数に達しておりますのでご報告いたします。

続きまして、会議を傍聴される方をお願いいたします。傍聴人は、審議の円滑な進行を妨げることのないよう、静粛に傍聴いただきますようお願いいたします。

配付資料の確認

司会 それでは、議事に入る前に、本日の資料の確認をさせていただきます。

それぞれ資料の右上に番号を打っておりますが、1から8までございます。

まず、資料1は、愛媛県男女共同参画計画の数値指標及びその進捗状況。

資料2は、県の審議会等への女性委員の登用状況（平成19年7月1日現在）。

資料3は、平成19年度男女共同参画関連施策について。

資料4は、平成19年度事業について〔男女参画課分〕。

資料5は、DV防止対策推進事業について。

資料6は、女性総合センター管理運営について。

資料7は、男女共同参画会議審議スケジュール。

資料8は、男女共同参画関連事業ヒアリング及び平成19年度関連施策について。

資料については以上ですが、不足等ございましたらお知らせください。

それでは、会議の進行を会長にお願いしたいと思います。なお、議事に入りましてのご意見は、マイクをお持ちになってご発言いただきますようお願いいたします。

それでは、田中会長、よろしくお願い致します。

田中会長 ありがとうございます。では、今日の次第に沿って進めさせていただきたいと思いますが、もう皆様お気づきのとおり、部屋が広うございますので、ご意見をいただく時には、マイクを通してご発言いただきますようお願いいたします。

5 議 事

田中会長 そうしましたら、今資料の確認もございましたけれども、大きくは3つ議題がございます。まず、男女共同参画行政につきまして、事務局からご説明をいただきたいと思っております。

事務局 説明をさせていただきます。

説明 資料1 愛媛県男女共同参画計画の数値指標及びその進捗状況

説明 資料2 県の審議会等への女性委員の登用状況（平成19年7月1日現在）

田中会長 ありがとうございます。丁寧な力強いご説明をいただきましたけれど、皆様の方からご質問あるいはご意見ございますか。資料の送付が直前になって、十分に読んで来てくださることができなかったかと思えますけれども、お気づきの点がございましたら。

そうしましたら、最後の部分、ヒアリングについての部分に時間を割きたいというのもございますので、もし、お気づきでございましたら、後ほどご質問やご意見をいただきたいと思えます。

次の議題に移ってもよろしいでしょうか。

そうしましたら、平成19年度男女共同参画関連施策について説明をお願いします。

事務局 それでは、資料3をご覧ください。

説明 資料3 平成19年度男女共同参画関連施策について

田中会長 はい、ありがとうございます。

かいつまんでご説明を受けましたけれども、先ほどもありましたように、6月の補正予算対応後ということで、その意味でも皆様にお届けする時期が遅くなったという事情がございます。今ご説明を受けた関連施策でございますけれど、皆様の方からご質問、この点もう少しご説明いただきたいというようなことも含めまして、ご意見がございましたらお願いいたします。いかがでございましょうか。

まあ、恐らく全体をというよりは、皆様の関心のある切り口から、視点から、ご専門の分野からということでご覧になっていただいているとは思いますが、よろしいでしょうか。

そしたら、続きまして資料4の説明をお願いします。

事務局 それでは、資料4をご覧ください。

説明 資料4 平成19年度事業について〔男女参画課分〕

田中会長 先ほど事務局から、今回の補正予算は政策的予算というご説明がありました。財政状況大変厳しい中でゼロ予算というのもありますけれども、できる範囲でやっていこう、できることをやっていこうという男女参画課の心意気を感じられるところでございます。皆さんの方からご質問ございますでしょうか。これは昨年度末の会議のご意見を直接に反映させた事業でございます。ありがとうございます。ご了解いただけたものと思えます。

そうしましたら、続きまして、今度はDV防止対策推進事業につきまして、同じように説明をお願いいたします。

事務局 県のDV防止対策推進事業についてご説明いたします。

説明 資料5 DV防止対策推進事業について

田中会長 はい、ありがとうございます。丁寧にご説明いただいたわけでございますけれども、皆様の方からご質問、ご意見この時点でございますでしょうか。はい、大隈委員

さんお願いいたします。

大隈委員 6ページの参考のところ、相談件数の増加のご説明があったかと思うんですけども、14年度220件から16年度396件。この増加の原因について何か事務局の方からコメントございますか。

田中会長 はい、いかがでしょう。把握しておられる範囲で結構でございます。

事務局 県の事業として、啓発資料等を何らかの形で毎年度作成しております。その中で配偶者暴力相談支援センターの連絡先とか、相談方法、時間などを明記しております。そういった啓発の効果表れたのかなと思っております。

田中会長 いかがですか。

大隈委員 はい、要するに潜在的に潜っていたものが表にあらわれてきたんで、社会現象として増えているわけではないというご認識と考えてよろしいですか。

事務局 そうです。

田中会長 実際には両方ではないかとは思いますが、24時間体制で相談を受けているところもあるんですね、県内の別の組織でございますけれども。やっぱりそっちでも夜間のご相談がだんだん増えているというふうに聞いております。ですから、窓口を増やして対応しているということが一つあるとは思いますが、やはり純粋に被害件数そのものも増えているということもあると思いますね。

大隈委員 直接関係ないかもしれないのですが。

田中会長 はい。

大隈委員 ちょっと素人としてのコメントですが、それから誤解のないようにあらかじめ申し上げておきますと、別に思想を制限しろとか映画を制限しろとか、そういう意味ではないんですが。最近ですね、市内の書店へ行きますと、映画のポスターが出ておまして、業田良家さんの「自虐の詩」というものです。これは昔非常にヒットした漫画で、お読みになった方がいらっしゃるかどうかわかりませんが、これが映画化をされて、まだ上映されてないんですかね。要するに、非常に貧しい夫婦のお話ですが、食卓をひっくり返すわけですね、だんなが。これは私自身が単身赴任を始めてから、お膳をひっくり返されるというのは、どういうバイオレンスかというのが、自分で何となく納得がいったものですから、昔読んだ時は非常に感動したんですけども、少なくとも前半部分はかなりドメスティック・バイオレンスと関係のあるお話だと思っています。そういう映画が上映されてというか、映像化されて広がっていくということは、ある意味で非常に今の日本の思想的状況とかですね、社会的状況とかなり根っここのところにつながりがあるんじゃないかなという気がしておまして、別に業田さんの漫画を批判するとか映画を批判するとか、そういうことではなくて、こういうものが要するに浮上してきた背景というのは、相当根っここの深いものがあるんだろうというふうに観察しているわけです。したがって、ドメスティック・バイオレンスの防止対策事業というのは大変だと思うんですけども、最終的

には意識改革をしないとどうしようもないところがあって、その意識が今の日本では逆方向に進んでいるんじゃないかなという懸念を持っています。すみません、話がちょっとそれたかもしれませんが。

田中会長 いろんなものが複合的に影響しているんだと思いますけれども、意識改革という言葉もございました。ありがとうございました。はい、甲斐委員さん。

甲斐委員 1件、ちょっと確認をさせてください。4ページの(5)のところ、DV被害者自立支援事業ですね。これ18年度で廃止ということでございますね。

田中会長 はい。

甲斐委員 この相談内容を見てみますと、パソコン講座が16件なんていうふうに書いてありまして、もしかしたら別の受け皿で代替ができるというふうなご認識で廃止をされたのかなあと思うんです。本当、パソコン講座なんていうのはある意味、代替が割といろんなところでききやすいかなあと思うんですが、一方でちょっと気になりますのが、DV被害者の自立支援のところですね。本当は何か心理カウンセリングであったりとか、要するにこの相談内容として、普通だったら件数がありそうな分が、件数があまり出てないですよ。そのまま廃止されてしまうというのはどういうことなのかなあと思いました。この数字だけでは状況が。

田中会長 見えない。

甲斐委員 見えないものですから、ちょっとご説明をいただけたら大変ありがたいと思うんです。住居の問題にしても子どもの問題にしても、それから多分やっぱり心理的に大分傷を負っているはずだと、推測に過ぎませんが思うんです。けれども、そういったところの別の受け皿があるのかなあということもちょっと気にかかっています。

田中会長 はい、ありがとうございます。そのことについて、事務局の方からいかがですか。

事務局 はい。自立支援専門員を19年度からは廃止したわけですが、自立支援については、配偶者暴力相談支援センターの業務の一つでもありますので、今後については、相談員がそのノウハウを受け継いで相談の中で引き続きやっていくということで、相談員のスキルアップとかにも努めております。

甲斐委員 ありがとうございます。要するに、受け皿はほかにもあるぞと、そういうことですね。

田中会長 そうですね。

事務局 はい。

甲斐委員 はい、わかりました。ありがとうございました。

田中会長 事務局の方、それでよろしいですか。追加してということはないですか。ありがとうございます。

そうしましたら、次に移らせていただいてもよろしゅうございますでしょうか。

女性総合センター管理運営について説明をお願いいたします。

事務局 それでは、資料6の女性総合センター管理運営についてご説明いたします。

説明 資料6 女性総合センター管理運営について

田中会長 はい、ありがとうございました。甲斐委員さんがさっき質問してくださったこともちょっと入っていたかなと思いながら聞いておりました。もちろん女性総合センターだけが相談の窓口ではございません、ほかに対応できる窓口もあるということでございます。

ご意見などございますでしょうか。私としてはちょっと言いたいこともございますが、控えましょう。はいどうぞ。

善本委員 先ほどもう既に出たポイントかと思えますけれども、やはり今DVということがいろいろな形で、相談件数自体も増えていますし、この社会においても非常に深刻な問題であるということも認識として共有されてまいりました。また、いろいろな形、つまり、若い人たちの間でのDVという形に問題が広がっているというようなこともございます。私も時々そのDVのことについてお話をする時に、実はさっき、ちゃぶ台の話が出ましたけれども、そういうようなことも、例えば、漫画や何かでお父ちゃんがちゃぶ台をひっくり返すシーンがあるけど、あれはDVだよってというような話をするんですね。要するにそういう意識面ということがやはり非常に大きな課題だと思いますが、もう一つ、いかにその防止や、発生した場合の救済、それから自立支援を行っていくかということは非常に大きな問題じゃないかなと思います。

それで、先ほどその自立支援が、子育て支援課とか、あるいは女性総合センターでの業務とか、そういったような形で、取り組みの窓口が多様化する形で継続して行われていくんだという話を伺いました。けれども、女性総合センターの今年の計画というか、業務の予定一覧を見ますと、自立支援という明確な形で出ているわけでもないなということを少し思いました。配偶者からの暴力の被害者に対する支援っていう明確なタイトルを持っていなくても、そういった実態的な取り組み内容としては存在するのだということなのかもしれないけど、やはりそういった能力開発とか、そういったようなことへの取り組みというものが、今の社会のニーズから考えると、もっと明確な形で見えるように、その目的がはっきりわかるような形で行われていくということは大切なことなのではないかなとちょっと思いました。

田中会長 全くそうですね。そのお答えになるかどうかわかりませんが、事務局の方、あるいは他の委員さん方で、ご専門の立場から、労働の立場などからもおありでしょうか。本当にDVというのは直ぐ何か心理的に対応するみたいなことがありますけれども、やっぱり余裕のない中で起きてきているということを考えますと、その余裕のなさがどこから来ているかということに対する支援も必要になってくるわけです。母子家庭でありますとか、若いご夫婦のご家庭でありますとか。また、何とか就職できて収入が安定してくれば

止むことなのかどうか、そういうことも含めて考えていかなきゃいけないことだと思います。実はそういう取り組みも他でなされております。ですから、全てをこの男女参画課で、あるいは子育て支援課でということではないので、なかなか捉えにくい部分が出てくると思うんですけれども、今日ご説明がなかった他の部分にもそういう事業ができているようですが、事務局の方からございますか。はい、どうぞ。

事務局 先ほどのご発言の中で、DVにつきまして、いわゆる大人というか、結婚している配偶者間の暴力の話と、もう一つ若い人の事例の話がありました。私も4月にこの課に配属になり、デートDVという言葉は初めて耳にしまして、ああ、恋人間の暴力とか、そういったことを指すんだなというのを勉強しました。特に、若い世代、恋人間のデートDVの防止という、そういった問題意識も重要だと。実は、先般のDV防止対策推進会議の中でも、特にこれについての意見がたくさん出まして。

田中会長 ああ、そうですか。

事務局 はい。特に塩崎会長さんからも、ちょっとおもしろい話がありました。おもしろいというのは言い方が適切じゃないかもしれませんが、ある程度年を取ってくるとなかなか教育といっても難しいと。若い世代、結婚する前の世代、こういった人たちについてはやはり教育の効果も高いと。そういう意味で結婚前のいわゆる恋人世代、そういった若い世代を対象にした啓発なり教育っていうのはすごく効果があるんじゃないかといったようなお話がございました。また、愛媛大学の先生からも同様の趣旨の発言がありまして、その後、その委員になっていただいている愛大の先生とも相談を申し上げまして、今年度から愛媛大学と県が連携して、特にデートDV防止のための啓発講座を愛媛大学で開催しようということで、今話が進んでおります。これを一つ報告させていただきます。

田中会長 はい。

事務局 それと、DVの被害があって、被害者の保護や自立支援といったことが当然重要なんですけども、女性総合センターとしての取り組みが若干弱いんじゃないかというような趣旨のご発言もあったかと思います。資料をもう一回振り返っていただきまして、資料5をもう一回見ていただきたいと思います。この資料5の1ページと2ページですが、これは県のDV防止対策をまとめた基本計画の骨子というか、施策の体系です。先ほど係長が説明しましたように、暴力の根絶を目指す社会づくりという1番の項目ですね、これはもっぱら啓発とか研修とかいった項目なんですけども、こちらは男女参画課つまり県民環境部が主に担当するというようにしております。それと、2つ目の保護体制の整備、それから、3つ目の被害者の自立支援と、非常に重要な項目がありますが、例えば、保護体制の整備の中の1の相談体制の充実ということで、配偶者暴力相談支援センター機能の強化ということがあります。これは繰り返しの説明になりますが、このセンターにつきましては、婦人相談所と女性総合センターがなっております。それから、その右側の項目なんですけども、被害者の自立支援。自立支援につきましては、非常に重要な項目なんですけども、

まず相談があって、それは婦人相談所や女性総合センターで相談を受けるわけですけど、そこからさらに自立に向かって進む場合に、いろんな問題があります。例えばここに書いておりますように、住宅の確保、就業支援、経済的自立に向けた支援。それから、当面の問題として、例えば子どもがいるといった場合の同伴児童に対する世話とか、こういった関係の項目、あるいは場合によっては生活保護とか、そういった問題が起きる場合もあります。そういったもろもろのことを対応していく上で、これは役所の仕事の分担なんですけど、そういった仕事の大半を保健福祉部が担当しております。そういった意味で、最初役割分担というのを申し上げましたが、この2番目と3番目については主に保健福祉部が担当します。担当課の名称が子育て支援課ということでちょっとイメージに遠いんですけども、子育て支援課の前身といいますか、うんと遡れば婦人児童福祉課といった時代もありました。婦人という言葉が当時使っていましたが、子どもとか婦人を対象にした福祉といった仕事はずっと連綿として続いております。一方で、同じ部内に生活保護の仕事もあります。そういう意味で、特に保護と自立支援は保健福祉部の方で主に担っていくと、そういう役割になっております。ということでご理解をいただけたらと思います。

田中会長 下田委員さん、いかがですか。今のご説明ですけれども、まあ納得というよりは説明を聞いたということですからね。

下田委員 私もお聞きしながら、非常に深刻な問題だなあっていうのは実感しているところで、僕も女性総合センターでの相談がどのように、細かいところではなされているのかを熟知していないのでよくわからないところもあるんですけども。このDV被害者自立支援事業が18年度までの事業のところ、マン・ツウ・マンによるケースワークっていうような表現があるわけです。結局、今の説明にもありましたように、さまざまな支援が必要というか、さまざまな資源を活用しなければ援助できないようなケースが多いんだろうなあとと思います。経済的な問題も、就労もあるでしょうし、心理的なケアの問題もあるでしょうし。そうすると、その相談を受ける人は、まあ僕なんかだったらソーシャルワーカーという言葉がぴったりするのかなあと思うんですけども、その相談者あるいは相談内容、相談方法というようなところが、トータルに資源を上手に活用しながら継続的に、包括的に支援するものをやらないと、どこか消えてしまうなあと。個別に、就労支援というところは、そこに預けたらもうそこでおしまいとか、情報提供というところは、こういうのありますよと言ったらもうそれで終わってしまうというような。また、パソコンを教えることだけで終わってしまうっていうのではなくて、全体としてある程度継続的に支援するような人なり体制なりというのを強化しないと、どこかでまた切れてしまうんじゃないのかなあとと思います。ですから、ケースワークという言葉はちょっと古くて、今はソーシャルワークということだろうと思うんですが、ここには就職も住居もすべて含んでいますし、子どもの教育の問題も関わってきます。その時そこだけでは資源は持っていないくても、他の資源を活用しながらそれを整理したり、協力を願ったり、資源が大分あるなら資源の

開発もしていくぐらいの力を、これから女性総合センターは持つ必要があるのかなあと思っています。だから、一人のDV被害者を通して何が必要なかというところで、ミクロからマクロの方のところを持っていかないと。マクロなどのシステムサービスがあっても、多分そのほかでは統一できないとか分断されていますから、行政っていうのは。そこで、もうそこへ行ったらおしまい。だから、女性総合センターに相談するといっても、1回相談に乗った、2回相談に乗った、もうそれでおしまいかなあと。やっぱりトータルに継続的に支援するシステムを構築する。だから、そこへ行けばちょっとまたこういう問題が起きたんですといった時に対応できるので、今後はその相談支援体制を女性総合センターそのものあたりで、継続的な、今の言葉で言うとケースマネジメント的な手法などを用いるようなところにかないと、ちょっとこれはうまく進まないのかなあとというふうに思っています。まあ、行政そのものはやっぱり縦割り行政になっているので、それをつなぐものはやっぱり人ですし、相談を受ける側だと思うので、そういったことを今後考えていく必要があるのかなあってちょっと感じがします。

田中会長 はい、ありがとうございました。おっしゃるとおりだと思います。実際には女性総合センターの窓口でご相談を受けましたら、今、下田先生が言ってくださったように、どういうことがその方にとっては必要か、支援の内容としてですね。それを一緒に考えながら児童相談所でありましたり、あるいは就労支援ができるようなところでありましたり、さまざまな資源を活用・連携して、協力し合って支援しているというのが現実でございます。本当に、おっしゃるとおり、ぷつんぷつんと切れるような支援ではなかなか応えていくことはできないと思います。それはどこかが担っていかなくちゃいけないことだと思いますけれども、そういうノウハウが蓄積されつつあるというのもご報告しておきたいことのひとつでございます。ありがとうございました。

ほかにございませんか。

事務局 すみません。ちょっと事例の紹介ですが、新居浜市はDV防止対策の先進地ですが、新居浜市においてはDV被害についての関係機関のネットワークづくりのため、DV対策連絡会議を設置しています。メンバーには、警察、医師会、児童相談所、職業安定所なども含めています。また、児童虐待などは、もう各市町でネットワーク協議会というのをつくっていますよね、そういうのをDVについても市町レベルでつくる動きも出てきています。

田中会長 はい、ありがとうございました。善本委員さんどうぞ。

善本委員 今まで出たお話と、いろいろな形で重なることでもあるんですが、いろいろな問題、今DVのことについての議論になっています。恐らく網羅的にということは無理だと思うんですが、例えば今回、「DV防止対策推進事業について」という形で一つの資料がまとめられて出されています。それで、これを見ますと、表紙の下に男女参画課って書いてありますよね。そうするとね、やはりご説明聞いていますと、例えば、基本計画の体

系の中の2と3のところは子育て支援課ということで、関連事業はそちらに移りましたということで、資料から無くなっていますよね。例えば「DV防止対策推進事業について」という形で一つの資料が出て来た場合、それが男女参画課以外のところとの連携のもとでなされるのであれば、そういったようなものも記載されれば、ここの場で総合的な形で捉えたり議論したりすることができると思いますということを、もし今後こういう形で資料が出てくるのであればお願いできたらと思います。

田中会長 そうすれば全体が把握できるということですね。

善本委員 そうです。はい。

田中会長 事務局の方がいかがですか、今のご提案については。

事務局 最初に私が説明しました男女共同参画関連の事業というのは全庁的に調査をして151項目、75億円という数字を挙げて整理しています。DV防止対策につきましても、今先生からの提言がありましたように、男女共同参画関連事業のミニ版みたいなもので、DV防止対策関係の分をまとめて県全体ではこんな取り組みになっています、というふうな資料を作りたいと思います。

田中会長 次回から工夫をお願いしたらと思います。ありがとうございました。

このことに関連して、いかがでしょうか。はい、甲斐委員さん。

甲斐委員 関連して、質問とも意見ともつかないものになっちゃうかもしれませんけれども、男女参画課ってというのはいわゆる横割りで物事を捉える課ということになりますよね。であれば、どの程度その調整ができていけるのかなあということを感じました。こんなところで言うのも何ですけども、男女参画課は、男女共同参画という課題については調整課であるというところを、もう少し立場を強化していただいた方が、もしかしたらいいのかなあという気もいたしました。というのが、例えばこの男女共同参画関連施策という資料には、事業がいっぱいありますけれども、男女共同参画という大きな命題があって、そういう命題を関係各課が、もちろん多少は意識されるんでしょうけれども、どの程度意識をしてあるつくりなのかというのが、少し不安な面もあると正直思うわけです。ですから、関係各課が個々の事業の中で男女共同参画に関連しそうなものをポイポイと挙げてきたものがただまとまっているのか、それとも、ある程度男女共同参画という命題がありますということで、もう少し各課の関連施策に関する、例えば予算がつく段階で、ある程度男女参画課との調整の余地というか、プロセスというのがあるのかどうか、ちょっと気にかかるなと思ったんですけど、いかがですかね。

田中会長 時々話題になることではあるんですね。

甲斐委員 はい。

田中会長 この事業のどこが男女共同参画と関連があるのだろうかとお感じになるようなものもあるんだと思いますけれども、これは課の方でお答えになりますか、私が説明いたしますでしょうか。

事務局 では、私のほうから。男女参画課は、当然に男女共同参画の推進そのものの予算を組みます。それ以外の他部局の課は、本来の事業目的があって予算を組んでいく。その中で特に男女共同参画の視点から見て関係の深い事業だというものをピックアップして、私どもの調査に対して回答を出してもらう。そういうプロセスで、先ほどご質問がありました予算を組む段階での協議というのは、現在のところありません。ただし、県庁内の組織として、副知事を本部長として庁内の各部長で構成する男女共同参画推進本部というのを設けておりまして、この会議を開いて副知事と各部長に出てもらいまして、意識の統一というか、積極的改善措置も含めて、各部長に毎年周知徹底をしております。そういった努力の中で、各部ともそれぞれ意識が芽生えて、かつこの政策の体系が非常にはっきりしていますので、この事業はこの項目に該当しそうだということで、各部から、これは関連事業だということで挙がってきております。ですから、会長さんもおっしゃったように、本来の事業目的が当然あるわけで、それプラス男女共同参画の観点なり視点ということで、その事業によって男女共同参画といった視点でのかかわりの濃淡はいろいろあるというのが現状でございます。

甲斐委員 ありがとうございます。男女参画課の方で予算編成の枠組みを変えてくれというのはなかなか難しいだろうなというのは、非常に理解をするところです。ですが、庁内の推進本部会議でまずは意識改革からというふうなことで推進せざるを得ないというのはいかがでしょうか。それはそれで非常にわかりやすいんですけども、ただやっぱり、実際、現実にはその社会に対して効果を及ぼすことに力がある部局が、予算をきちんとつけてしかるべき事業をしてくれないと、結果的には社会に対してインパクトが無いわけですよ。ですから、何ていうのかな、企画政策課であるとか、そういうところでないと政策決定の仕組みまで変えることに言及するのはなかなか難しいというのはよくわかるんですけども、将来的にはそういうことも少し視野に入れてご検討をいただいた方が良いのではないかと思います。まあ一委員の意見ということでお聞きとめいただけたらうれしいなと思います。

田中会長 ありがとうございます。全庁的にすべての事業、政策に男女共同参画社会づくりの視点をという空気は既にあるわけですよ。だから、ある意味で全部関係していると言えばそれまでなんですけど、それでも比較的男女共同参画という視点から取り組んでいるというものをしていますと言われたら、それ違うでしょうとはちょっと言えない部分もあるという事情はあると思います。だが、数年前と比べておりまして、だんだんと精査されつつあるという印象は受けます。これは印象論ですから、数字を挙げることはちょっとできないんですけど、甲斐委員さんが指摘してくださったようなご意見が実は数年前にもございました。それで、その時はもう150幾つどころの数ではありませんで、関連事業が何百とあったんですね。それでご指摘を受けた結果、意識して下さったんだらうと思いますし、事務局の方から説明がございましたように、副知事を本部長とする男女共同

参画推進本部会議ですね、意識っていうものが少し変わってきているということもあるだろうと私は想像しております。ですから、少しずつではございますけれども、変わりつつある。だから良いというんじゃなくて、これからも努力が必要ということだろうと思いますが、いかがでございましょうか。はい、大隈委員さん。

大隈委員 恐らく男女参画課も限界があるかと思しますので、私もあまり無理は申し上げないんですが、大体ここへ出て来ますといつも申し上げることがありまして、それは「森林組合役員に占める女性の割合」の問題であります。これは、農山漁村女性ビジョン推進会議のところから出てくるので、むしろ私が責任者ですけども、計画の中間改定の際に、数値指標の目標値を下げていただきました、10%から5%に。なぜかという、この10%というのは、非常にいい加減じゃないかと。いつまでたっても改善のきざしが無いのに10%を並べておくというのは、単なる横並び意識に過ぎないと。そのぐらいだったらきちんとやると。一つでも二つでも出すという前提で5%まで下げてくださいということをお願いして目標値を下げてたんですね。で今回資料を拝見すると、全然数字が動いておりません。それで、これは最終的には林業政策課とかですね、林政担当の課がお考えになることですが、私が男女参画課にお願いしたいのは、せっかく本部長に副知事さんがおられる会議があるわけですから、もっとまともに考えるという強烈なインパクトをその会議で担当課に与えていただきたいんですね。その結果どうするかというのは、これはもう林政担当課が考えるしかありません。なぜなら、森林組合という制度がどういうものであって、どうしたらいいのかというのは、これはもう森林行政の根本にかかわる話ですから、とても男女参画課でそれはおやりになれる仕事ではないし、こうしなさいなんていうことも言えないはずなんです。しかし、男女参画課が言えることは、もうちょっとまともに考えてくれと。正面から制度をよく見て、見直して考えてくれということには言えるはずだと思うんです。そうして1年たった時に、何をやりになりましたかという報告が取れるはずですね。ですから、私も今度、農山漁村女性ビジョン推進会議がありましたら、何をやりになったのか聞きたい、林政担当から。そういうふうにしてあります。これを言い続ける、とにかく。私が委員でいる限りは、毎回言い続けます。ですから、ご担当の課は必ず、その間に何をやりになったのか、場合によったら国へ陳情しないといけないかもしれないんですね。そういう活動をぜひ展開していただきたいし、単なる横並びで「森林組合役員に占める女性の割合」という指標が入っているなら、これは切ってください。こういう横並びの、いい加減な目標はむしろ取りかえて、もっと男女共同参画が推進できる、実現する組織を森林行政として出していただきたい。そうでないと、ほかの目標がかえって迷惑いたします。何のための目標だということになりかねません。少し言い過ぎになったかもしれませんが、男女参画課の方では強烈なインパクトを担当課に与えるような活動をお願いしたいなというふうに思います。以上です。

田中会長 ありがとうございます。根幹にかかわるようなご指摘をいただきました。幸

いに今日は部長も出席してくださっておりますので、これからそのことも少し考えていただけるかなというふうに思っております。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

時間が大分たってまいりました。皆さんご意見はおありかと思えますけれども、急ぎまして申しわけありませんが、19年度の会議のスケジュールにつきまして、事務局の方から手短かにご説明をお願いいたします。

事務局 資料7をお願いいたします。

説明 資料7 男女共同参画会議審議スケジュール

田中会長 はい、ありがとうございました。事務局から、今年度の会議のスケジュールの説明がありましたが、まだ2回目以降については何日という予定は立ててございません。皆様にお伺いして日程は調整していかれるものと思います。どうぞよろしくお願いいたします。ご質問は、このことに関してはございませんですね。

そうしましたら、今事務局の方がちょっと触れられました、部長のごあいさつにもございましたけれども、関連した事業のヒアリングについてに移りたいと思います。

事務局の方からお願いいたします。

事務局 それでは、資料8をお願いいたします。

説明 資料8 男女共同参画関連事業ヒアリング及び平成19年度関連施策について

田中会長 はい。皆様念頭に描いて来てくださって、もう既にこれを見てくださっているかと思えますけれども、できればこれを入れたいとか、これはもういいんではないかとか、そういうものがございましたら調整をして、この会議でヒアリングの対象事業を選んでいきたいと思えます。残り時間は少ないんですけども、甲斐委員さんが意見がおありのような感じがいたしますが、いかがですか。

甲斐委員 (1)から(5)については、特にこれは外せというものもないんですけども、もし差し支えなければですね、先ほど申し上げたことともつながってくるんですが、県庁全体の意思決定を何か枠づける課がありますよね。例えば、財政課なんかは、予算という目から全庁の施策の優劣というか、軽重をつけていくわけですけども、その県庁全体の意思決定を枠づけるような、県庁の意思決定のシステムというか、根幹の部分のところを担当する課に、先ほど申し上げたような部分を伺うことができたらいいなと思ったんですけども。個人的な意見ですが。

田中会長 はい。他の委員さん方いかがでございましょうか。まだご意見いただいております委員さんも、ぜひ新鮮なところでいかがでしょうか。

他にご意見ございますか。できればこういうものをという。お手元にお示ししているのは、あくまでも案でございますから、どう変わってもよろしいわけで、男女参画課がぜひこれをヒアリングしてほしいと言っているわけではございませんので。それから、事務局の説明にもございましたが、(2)の男女共同参画の視点に立った意識の改革に関連する

事業。これは皆様のご意見、ご提言を踏まえて事業化したものですが、先ほど十分に説明もさせていただきましたので、これは除いて別の事業に振り替えるということも可能だということです。

宮崎委員さん、よろしくをお願いします。

宮崎委員 失礼します。(5)労働の場における男女平等の確保のところに、私たち漁協女性部に関連する、漁村女性活動支援事業があります。これについては、私たち漁協の立場においては、女性役員の数は本当に伸びてなくて大変なんですけれど、この支援事業をいただきまして、漁協女性部は水産物を加工・販売したり、いろいろなことで魚食普及に力を入れております。昨年もこの支援をいただいたおかげで、東京にある香川と愛媛のアンテナショップにおいて水産物の加工品の実演販売をいたしましたところ、それが即商品として認めていただいたようなこともございますので、これはぜひヒアリングに加えていただきたいと思います。

田中会長 はい、ありがとうございます。来年度までは補助金がつくようで、再来年度からは自立してということではございますが、ありがとうございました。他にございますでしょうか。

そうしましたら、甲斐委員さんからのご提案がございましたが、このご提案に対して、事務局の方ではどういうふうにお答えできるでしょうか。

事務局 県全体の政策の意思決定をする担当課というお話がございましたけども、予算をつけるという意味では財政課になります。それから、県全体の長期計画などを作成して県全体の政策の方向づけを調整するという意味では企画調整課になります。

事務局 基本的に、県全体の方向づけをするのは企画調整課です。ただし、企画調整課においても、開発あるいは調整というさまざまな切り口があるわけです。男女共同参画は、その中の一つの視点ということなんです。まあ重要度はかなり高いものがありますけれど。基本的にそれを担うのはどこの部局かといえば、私たちの県民環境部です、そういう意味では。だから、企画調整課に聞いても、私たちの部で聞く以上のものは出てこないと思います。むしろ私は、甲斐委員さんに、この政策体系の中で、具体的にどのような問題について疑問点を持たれているのかという、その根っこのところをお伺いしたいのですが。

甲斐委員 はい、資料3で申し上げますと、例えば9ページの労政雇用課の予算ですね。

田中会長 9ページですね。

甲斐委員 はい。主要課題4の(1)のところですか。やっぱり政策の出口のところ、具体的に女性が働きやすいような受け皿づくりをするのに一番関係があるのは、労政雇用課だったりしますよね。そうすると、例えば1番目の職業生活と家庭生活両立支援事業費というのが、予算をざくっと減らされていたり、ファミリー・サポート・センター設置促進事業費というところもまたざっくり減らされているなあと。もしかしたら私も勉強不足で参りましたので、これに替わるような受け皿があるのかもしれないけれど。例えば、意

識啓発とか比較的アウトプットがしやすい部分よりも、ある意味こういう助成とかいった部分ですね、助成事業というのは、もう少しダイレクトに効果が上がるものじゃないかと思うんですが、そういった部分の事業予算が減らされているなど。そういうところにちょっと不安も覚えるわけです。そういう状況に対して、男女参画課がどれだけ意見調整ができていたのかなあと思ったわけです。

事務局 そうしたら、そこを具体的に話してみたらどうでしょうか。今回の事業ヒアリングの中で、それを取り上げてみるのがいいと思います。そのようなご提案でいただいた方が、包括的な話をするよりも問題点が明確になってくると思います。

ひとつには、予算上の制約があるということが今の県庁全体の問題ではあります。だから、個々にかなり減っているところがある。しかも、県財政全体の状況からみて、来年度予算においてはもっと減るでしょう、恐らく。そういう中で、各課がどのような苦勞をしているのかという観点からもヒアリングしていただけたら非常にうれしいというのが現状でございますけれど、いかがでしょうか。

甲斐委員 大きなくりの話をするよりも、むしろ個別のピンポイントの事業で見たほうがいいということですね。はい。そういうふうな意思決定の体制に、逆にいうとなっているよということですね。わかりました。

田中会長 わかりましたとおっしゃいましたが、どうでしょうね。そういうことにしておきましょう。でも、とっかかりということから言いますと、誰か責任者をここへ呼んできて、「何故だ」と言って詰問するようなことではなくって、先ほど大隈委員さんがおっしゃってくださったような、やはり個々の立場として言わなきゃいけないこと、言えることを言い続けるっていうのが一つあると思いますね。それから、県全体の事情を全般的によく把握された上での部長さんのご発言がありました。一番のネックは財源ですよ。財源が潤沢にあればこんなことは起きない。でも、それだけではなくて、じゃ、その中で何ができるかというところが力量の問われるところだと思います。恐らく予算の減ったところは、残念だけどここを減らさざるを得ないという、その辺のことも理解してほしいというようなお気持ちもおありだったのかなあと思います。ただ、私たちの立場として、ああ、じゃわかりました、仕方がないですねと言ってしまふんじゃなくて、やはり言うべきことは言っていくということが、男女参画課をバックアップし、県民環境部をバックアップして、男女共同参画社会づくりの推進につながっていくのではないかとこのように考えますので、少し長い目で見えていくということはいかがでしょう。ありがとうございました。

そうしましたら、具体的に先ほど課の方から挙げてくださった候補ですけれども、一つは漁政課の事業で、ぜひこれはというご意見も出ましたので、これをヒアリングの対象とすることでよろしいですか。また、甲斐委員さんがおっしゃってくださった労政雇用課の事業を加えることもできないことはないと思いますけれど。

事務局 会長さん、事務局の方からよろしいでしょうか。

田中会長 はい。

事務局 ヒアリングの事業数につきましては、時間の関係もあるので、4つか5つぐらいが目安かと思います。

それから、甲斐委員さんの方から、ここに挙がっていない事業のお話もありました。また、部長のフォローもありましたけども、労政雇用課の2つの事業についてご質問、ご指摘がありましたので、これは入れるということによろしいでしょうか。

田中会長 4のところに入りますね。

事務局 ええ、そうですね。9ページの方ですけども、これは入れさせていただくということで、その個別事業の話と、この労政雇用課全体の考え方みたいなのも含めて聞いてみてはどうかと思います。これらはまとめて1つということ。あと残りは、この表でいきますと、(2)の男女共同参画の分は一応終わったということにさせていただきます。

田中会長 はい。今日、十分説明をさせていただいたということで、この(2)を削るということですね。そのかわりに甲斐委員さんがおっしゃってくださったワーク・ライフ・バランスのところは1つ加えるということですね。あるいは今挙げていただいている候補として2つありますけど、ワーク・ライフのところは、1つ削るという必要がありますか。

事務局 できれば、(1)から(5)の主要課題ごとに1事業ずつぐらいが適当かと思います。

田中会長 はい。そしたら、複数で挙がっているところは1つに絞るという作業が必要ということですね。

事務局 例えば、(3)の意思決定の場への女性の参画拡大の中の、自主防災組織活動促進事業、これは今年度からの取り組みですし、男女共同参画自体でも新しい分野での取り組みということで、これはぜひ加えていただきたいと思いますが。

田中会長 ただ、今年度からということになりますと、10月にご報告していただく時に、どれぐらい報告内容があるかということもございますので、その辺も視野に入れまして、今年度から力を入れてやっているけれども、来年度ぐらいにいたしましょうかという判断も必要かと思いますが、その点はどうか、担当課としては。

事務局 予算を組む段階で、こんなふうに進めていくということ、かなり明確な計画を立てていますので。

田中会長 ここで聞いていただきたいというような。

事務局 ええ、それもありますし、また、事業を推進するに当たって委員さんのご意見を伺う機会にもなると思いますので。

田中会長 その辺のポイントですね。ある程度ご報告していただいたものについて、ご質問したり提言をしたりする形を取るのか、最初から何か申し上げるという形を取るのか。それを参考にしながら、(1)のところから絞っていきます。2つ出ておりますけれども、高齢者虐待防止対策事業費というのと、生涯を通じた女性の健康支援事業費という、この

2つの事業が提案されております。いかがでしょうか。事業の規模は下の方が大きい規模でございますけれども、まあ、男女共同参画ということから見れば、2つ目の方の事業の方が色彩は濃いかなという感じがいたしますが、いかがでしょうか。

そして、先ほど申し上げましたように、(2)の部分は割愛させていただきます。

それから、(3)の意思決定の場への女性の参画拡大についてですが、先ほどちょっと話題にも出たことですが、これは2つございます。新しく17年度の中間見直しで加えたという経緯を踏まえてですけれども、南海地震等大規模災害対策推進費、こちらは17年度からやっておりますから、ご報告いただける要素もあるということですね。

1番目のは、今度新しく加えたものですが、報告内容としてはまだ十分ではないけれども、その視点を変えればここでヒアリングの対象にすることはできると思いますが、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

事務局 この2つの事業は、私の部の話なのでよくわかるんですけど、どちらを選んでいただいても、基本的には構いません。この事業全体が、いわゆる意思決定の場への女性の参画拡大という側面からだけの事業ではないです。この中で女性をどのように捉えているかというご説明になろうかと思います。

田中会長 女性というか、女性の役割というのを。

事務局 そうです。女性の役割というのを。ないしは役割とかそういうものを災害の中でどうしていこうとか、どのように考えているか、というご説明に恐らくなろうと思います。私たちの立場からすると、上の6月補正の分ぐらいを切り口としてお話ができればと思います。それ以外のところでもやっぱり避難所、今、中越沖地震でいろんな問題も起こってきておりますし、そのあたりの事例も交えながらお話もできるかなという気はします。ということで、まあ上でも下でも構いませんということです。

田中会長 はい。担当部の方からのご意向といたしますかね、どちらでも構わないけれども、上の事業はどうであろうかということでございます。

よろしゅうございますでしょうか。そしたら、上の自主防災組織活動等促進事業費を選ぶということにさせていただきたいと思います。

それから(4)です。先ほどからご意見をいただいている部分ですが、このところを2つにしてもよろしいですね。

それでは、甲斐委員さんがおっしゃってくださったのはどれでしょうか、確認いたしましょう。9ページの関連施策一覧の表の中で4ですね。(1)の というところですが、

甲斐委員 昨年度、1回聞いてはいますけれど、一番上の職業生活と家庭生活両立支援か、ファミリー・サポート・センター設置促進事業費とか。こちら大きく減ってますので。

田中会長 はい。では、(4)の家庭生活と仕事、地域活動が両立する環境整備のところ

は、1回は聞いているけれどもということでしたが、労政雇用課の職業生活と家庭生活両立支援事業費。1年経ちましたら、その後の経過とかも含めて、また違った角度からのお話が聞けるかもしれません。また、先ほど事務局からのお話もありましたが、それぞれの事業の話と、労政雇用課全体の考え方も含めてということですのでございますから、ファミリー・サポート・センターのお話も含めて聞かせていただけるということですね。

もう一つは、ゴシック表記の、女性が支える企業と地域子育て支援推進事業費ということでもよろしいですか。6月補正で加わりましたという、子育て支援課の事業ですね。

それから、(5)労働の場における男女平等の確保の部分につきましては、宮崎委員さんから是非にとご意見をいただきました、漁村女性活動支援事業費。漁政課の事業でございます。こちらを選定したいと思います。よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございました。では、最後、駆け足になりましたが、予定の時間も過ぎておりますので事務局へお返ししたいと思いますけれども、よろしゅうございますか。
司会 田中会長さん、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第1回男女共同参画会議を終了いたします。